

■ 原状回復診断士規約

原状回復診断士 規約

第1条（原状回復診断士の目的）

原状回復診断士（以下診断士という）は、「国土交通省の原状回復ガイドライン」の認知度を高め、居住用建物の退去前、入居前の原状回復診断（住まい診断）により賃貸解約精算時におけるトラブルを未然に防ぎ安心できるくらしと、快適な住環境の創造を目指す、またその取り組みに対して適切なアドバイスをするを目的とする。

第2条（資格の認定）

- 一般社団法人全国原状回復業協会（以下協会という）は、この規則に基づき本協会が実施する原状回復診断士資格検定試験（以下、試験という）に合格し、かつ、当協会へ診断士登録をし認定された者に対し、診断士の資格を付与する。
- 診断士は、原状回復の診断対策ならびにそれらの管理、指導等を実施する能力のある者とする。

第3条（認定の申請）

- 資格認定試験に合格した者は、当協会に対し所定の**誓約書その他申請書類の提出**及び認定費用を納入することで、診断士の認定申請をおこなうことができる。
- 当協会は、前項に基づき認定申請をした者について、第10条で定める欠格事由がない限り、診断士資格を認定する。

第4条（資格の登録）

当協会は、診断士の認定を受けた者（以下「有資格者」という。）に対し認定証明書および認定証を交付するとともに、当協会ホームページの診断士データベースに登録する。

第5条（資格の有効期限）

「原状回復診断士」の資格認定証明書の有効期限はないものとする。

第6条（資格認定証の再交付）

認定証を破損または紛失した場合は、当協会へ速やかに申し出を行い所定の手続きを行うことで認定証の再発行を行うことができる。また、申請登録時に届け出た内容（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、これと同じく当協会へ速やかに申し出を行わなければならない。

第7条（費用）

- 「原状回復診断士」資格取得のためにかかる費用は以下のとおりとする。

	会員	一般
登録認定費用	15,000円	17,000円
カード申請費	3,500円	3,500円

- 当協会は、診断士の承諾なくして、上記費用を変更することができる。

第8条（診断士の責務）

- 診断士は、業務を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、これを提示しなければならない。
- 診断を行うにあたっては、自身の利益だけにとらわれることなく、依頼者の利益を優先しなければならない。
- 診断士としての活動（相談・アドバイス等）により知り得た個人情報、個人情報保護の法令を遵守し、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければならない。
- 資格の名義を第三者へ利用させてはならない

第9条（活動報告義務）

当協会に対し、特定の診断士の活動について、顧客からの苦情、行政庁またはそれに準じる団体からの申入れ等があった場合、当協会は、当該診断士の活動内容を調査し、報告を求めることができる。診断士は、当協会からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければならない。

第10条（欠格事由）

以下に定める者は、診断士になることができない。

- 成年被後見人
- 反社会的勢力もしくはこれらと継続的な取引を行っている者
- 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから三年を経過しない者
- 第12条に基づき資格を剥奪された者

第11条（資格の喪失）

診断士が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失します。

- （1）資格喪失届を提出したとき
- （2）死亡、または失踪宣言を受けたとき
- （3）資格を剥奪されたとき

第12条（資格の剥奪）

当協会は、以下の事由に該当した診断士に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することができる。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）第10条で定める欠格事由に該当することが明らかになった者
- （3）相談者またはお客様の個人情報を漏洩・譲渡・目的以外で使用した場合（故意か否かは問わない。）
- （4）当協会が認定した資格の適用範囲外の活動および行動をした場合（弁護士法・行政書士法・保険業法に違反する行動、言動、業務を行った場合）
- （5）当協会の名誉、社会的な地位を毀損失墜させた場合
- （6）第9条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- （7）当協会の名称を許可無く使用した場合
- （8）学習講座等の内容およびテキスト、当協会からの提供物（営業支援）の転売、無断公開等協会が有する著作権を侵害した場合
- （9）当協会の定める認定カリキュラムと類似した学習教材の制作および養成講座を開催した場合
- （10）禁錮以上の刑に処せられた場合
- （11）その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第13条（名称の使用）

1 原状回復診断士

有資格者は、「原状回復診断士」の名称を使用できる。

2 一般社団法人全国原状回復業協会の名称およびロゴマーク・ロゴタイプ

（1）資格保有者が、当協会から提供される提供物以外に営業目的で物品を用意する場合、当協会の名称およびロゴマーク・ロゴタイプの使用においては事前に必ず「名称使用許可申請」を当協会へ提出し、名称使用許可をとらなくてはならない。同じく、販売促進物の制作、使用においても事前に名称使用許可をとる必要がある。

（2）前号でいう販売促進物とは、印刷物（書籍類、小冊子、カタログ、パンフレット、チラシ等）、Web サイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャルネットワークサービス全般等）、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ、各種音源および映像データ等）、ソフトウェア（アプリケーション、各種コンテンツ等）等をいう。

3 診断士の資格を喪失したときは、原状回復診断士及び一般社団法人全国原状回復業協会の名称並びにロゴマーク・ロゴタイプの名称（以下「本件名称」という。）を直ちに中止し、本件名称を使用した名刺、文書、配布物の廃棄、ホームページ等の変更等第三者をして診断士であるとの誤認を避ける措置をとらなければならない

第14条（免責事項）

当協会は資格認定後、診断士が行う相談、カウンセリング、アドバイス、サポート業務について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与しないものとする。これにより当協会が責任および損害に伴う賠償を負うことはない。

第15条（損害賠償請求）

診断士が、当協会の名誉および信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがある。

第16条（本規約の改廃）

本規約を改廃しようとするときは、当協会理事会の決議を経なければならない。

第17条（紛争解決）

当協会と診断士間の紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判に移行することとし、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第18条（その他）

ここに定めのない事項については、全て当協会理事会によって決定するものとする。

以上

(2017年1月30日制定)